

# 令和4年度 償却資産(固定資産税)申告について

砺波市税務課

個人や法人で事業を営んでいる方や駐車場・アパートなどを貸し付けている方で、その事業に用いることができる土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年、資産の所在する市町村への申告が義務付けられています。

固定資産税は、土地や家屋だけでなく償却資産も課税の対象となります。

つきましては、次の案内をご覧のうえ、期限までに申告書類の提出をお願いいたします。

## 1 申告について

### 申告期限

令和4年1月31日(月)まで

- 提出書類 ①「令和4年度 償却資産申告書」(必須)
- ②「種類別明細書」(必須)
- ③「借用資産(リース)調査票」(法人のみ)
- ④ その他必要な添付書類(課税標準の特例の適用を受ける場合など)

砺波市のホームページから申告書類の様式をダウンロードできます。  
<http://www.city.tonami.toyama.jp/>

- 提出方法 ①砺波市役所税務課窓口へ持参または郵送
- ②電子申告(eLTAX) <https://www.eltax.lta.go.jp/news/02617>

- 廃業、解散、移転等、あるいは償却資産を所有していない方、資産に変更がない場合は、申告書の備考欄にその旨を記載し提出してください。

※企業の電算処理により申告される場合、増減のあった資産だけでなく、すべての償却資産について申告してください。また、評価額(ホ)欄を必ず記入してください。

### ①個人の方が申告する際の本人確認書類について

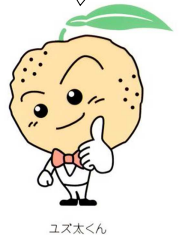
- (1) 本人(または同一世帯の親族)が窓口で申告書を提出する際には、次のいずれかの書類を提示してください。
  - ①申告者本人の「個人番号カード」
  - ②申告者本人の「通知カード」および「運転免許証」などの身分証明書
- (2) 代理人が申告書を提出する際には、①申告者本人の「個人番号カード」または「通知カード」(写しでも可)、②代理人本人であることが確認できる「身分証明書」、③申告者本人からの「委任状」(税理士が代理で申告される場合は「税務代理権限証書」等)を提示または提出してください。
- (3) 郵送で申告書を提出する際には、(1)、(2)の場合と同じ書類の写しを同封してください。なお、「個人番号カード」は両面の写しを同封してください。
- (4) 電子申告(eLTAX)の場合は、本人確認・番号確認書類の添付は不要です。

※申告書への個人番号(マイナンバー)の記入が必要となっていますので、記載漏れがないようお願いします。

税理士に依頼している場合であっても、必ず確認してください。



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できる限り郵送、eLTAXでの提出をお願いいたします。



ユズ太くん

### 【お問い合わせ・提出先】

富山県となみ砺波市役所 税務課資産税係 (担当) 辻 ・ 北田

TEL 0763-33-1297 (代) 0763-33-1111

FAX 0763-33-6852

【窓口】平日 午前8時30分から午後5時15分まで

〒939-1398

富山県砺波市栄町7番3号

## 2 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます（地方税法 341 条第 4 号）。

### (1) 資産の種類ごとの主な償却資産

資産の種類		主な償却資産の内容	
1 種	構築物 (建物附属設備を含む)	建 物	駐車場の舗装、看板や広告塔、外構工事(門・塀・緑化施設)、融雪設備等 固定資産税上家屋として評価されない建物 例)仮設用の建物、基礎のない建物、自転車置き場等
		建 物 附 属 設 備	1)建物の所有者が取り付けした設備で、受変電設備や発電設備、放送機器等 2)テナント等が施工した内装・造作、建築設備等 ※2)の場合はテナントの方の資産として申告してください。(地方税法第 343 条第10項)
2 種	機械及び装置	工作機械や製造用機械等の各種産業用機械、農業用機械、太陽光発電設備 等	
5 種	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト (ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」及び「000～099」「9」「90～99」及び「900～999」) ※自動車税や軽自動車税の対象となる乗用車、トラック等は除く	
6 種	工具、器具及び備品	応接セット、パソコン、プリンター、コピー機、ルームエアコン、レジスター、医療機器、理容美容機器、金庫、テレビ、自動販売機、金型、測定工具 等	

### (2) 業種別の主な償却資産の例

( )内の数字は財務省令の標準的な各資産の耐用年数であり、あくまで参考としてください。

業種	資産の種類	主な償却資産の例
共 通	1	駐車場舗装(コンクリート敷 15、アスファルト敷 10)、塀・フェンス(コンクリート造 15、金属造 10)、受変電設備(15)、看板(10)、内装(テナントが施工したもの)(15)
	6	応接セット(8)、キャビネット(15)、ロッカー(15)、エアコン(6)、パソコン(4)、コピー機(5)、レジスター(5)、電話機(6 又は 10)、金庫(20)
小売・飲食業	1	看板(10)、庭園(花壇等)(20)、可動間仕切り(簡易 3、その他 15)、簡易物置・ゴミ置場(7)、内装(テナントが施工したもの)(3～15)
	6	陳列ケース(8)、テーブル・イス(5)、カウンター(3)、ガスレンジ等の厨房設備(6)、冷蔵庫・冷凍庫(6)、レジスター(5)、テレビ(5)、カラオケ(5)、自動販売機(5)
食品製造業	2	オーブン、スライサー、ミキサー、ビニール包装機(全て 10)
	6	厨房設備(5)、冷蔵庫・冷凍庫(6)、陳列ケース(6 又は 8)
理・美容業	6	理・美容椅子、洗面設備・シャンプー台、タオル蒸器、パーマ機、ドライヤー、消毒殺菌器(全て 5)、サインポール(3)、テレビ(5)
不動産賃貸 (アパート・駐車場)	1	塀・柵・庭園(植木)等の外溝工事(10～20)、融雪設備・外灯・受変電設備(15)、屋外の基礎がない建造物(物置、ゴミ置場、自転車置場(7～15)、防犯カメラ(5))
	2	太陽光発電設備(建材型を除く)(17)
農 業	1	ビニールハウス(骨格部分が金属造 14、木造 8)、物置(簡易 7、その他 10)、井戸(10)
	2	乾燥機、もみすり機、脱穀機、色彩選別機、育苗機、溝堀機、畦塗機、播種機、温室管理装置(全て 7)
建設業、総合工事業	2	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車、フォークリフト(全て 6)
太陽光発電事業	2	太陽光発電設備(17) ※課税標準の特例については別紙をご覧ください。

### 3 建物附属設備のうち償却資産(または家屋)の対象となるもの

建物(家屋)を新築された場合、建物附属設備の取得金額が建物と区別されていないために、償却資産が申告漏れになるケースがよく見受けられます。

下表にて申告対象となる建物附属設備およびその取得金額をご確認のうえ、適正な申告をお願いします。

設備等の内容		家屋の所有関係	
		自己所有の家屋	借家
単に移動を防止する程度に家屋に取り付けたもの、または独立した機器としての性格が強いもの		償却資産	償却資産
例	受変電設備、予備電源設備、LAN 設備、中央監視装置		
	屋外に設置された給排水設備、照明設備、広告塔・看板		
	ルームエアコン(壁掛型)、洗濯設備、入退室管理設備		
家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの		家屋	償却資産
例	内装(床・壁・天井の仕上げ)、外装、造作、建具		
	屋内の照明・電話・放送設備・給排水設備、衛生設備		
	冷暖房設備(ビルトイン型)、消火・防災設備		
	簡易間仕切、運搬設備、監視カメラ設備		

### 4 法人税・所得税との比較

固定資産税(償却資産)と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税(法人税・所得税)の取扱い
減価償却制度と地方税の性格	償却資産の減価は、資産価値を評価するために行う。(資産の価値そのものをみる)	所得課税の減価償却は、投下した資本を費用化するために行う。(事業経費としてみる)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	原則として、「固定資産評価基準」に定める減価率による(減価残存率表を参照ください)。	旧定率法・旧定額法・定率法・定額法より選択
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格(1円)
圧縮記帳の制度	認められません。 (注)国庫補助金等で取得して資産は、圧縮前の取得価額で申告してください。	認められます。
特別償却・割増償却(租税特別措置法)	認められません。	認められます。

## 5 評価額及び税額の計算について

### (1) 評価額（課税標準額）の計算方法

- ① 前年中に取得したもの・・・ 評価額 = 取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率  
 ② 前年前に取得したもの・・・ 評価額 = 前年度評価額 × 前年前取得のものの減価残存率  
 ※以後、毎年②の方法にて計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

### (2) 税額の計算方法

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \underline{1.45\%} \text{ (砺波市の税率)}$$

**例え**ば 取得価額300万円、取得時期6月、耐用年数10年の駐車場舗装（アスファルト）の場合  
 （耐用年数10年、前年中の取得のもの(1年目)の減価残存率 0.897）←下表参照  
 1年目の税額 = 3,000,000円 × 0.897 × 0.0145（税率） = 39,000円



固定資産税の納税通知書が4月上旬に送付されますので、課税標準額および税額をご確認のうえ、各納期限（4月、7月、12月、2月の全4回）までに納付をお願いいたします。

### (3) 免税点

償却資産の課税標準額が、150万円未満 の場合は課税されません。ただし、毎年申告は必要です。

### [減価残存率表]

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
—			21	0.948	0.896	41	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
10	0.897	0.794	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
12	0.912	0.825	32	0.965	0.931	52、53	0.978	0.957
13	0.919	0.838	33	0.966	0.933	54	0.979	0.958
14	0.924	0.848	34	0.967	0.934	55	0.979	0.959
15	0.929	0.858	35	0.968	0.936	56、57	0.980	0.960
16	0.933	0.866	36	0.969	0.938	58	0.980	0.961
17	0.936	0.873	37	0.970	0.940	59、60	0.981	0.962
18	0.940	0.880	38	0.970	0.941	65	0.982	0.965
19	0.943	0.886	39	0.971	0.943	75	0.985	0.970
20	0.945	0.891	40	0.972	0.944	80	0.986	0.972

※「前年中取得のもの」の欄は半年分の減価残存率、「前年前取得のもの」の欄は1年分の減価残存率である。

### 実地調査協力をお願い

砺波市では、地方税法353条及び第408条に基づいて実地調査を行っておりますので、その際にご協力をお願いいたします。また、実地調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得年次に応じて5年度分まで遡及して修正することもありますので、あらかじめご了承ください。